

# 正倉院宝庫修理の歴史と自然災害

飯田 剛彦

## はじめに

本稿は、前近代における正倉院宝庫の修理の歴史を振り返りながら、歴史上確認できる災害との関連の有無を検討するものである。奈良時代中頃の建造以後、現在に至るまで宝庫では大小様々な規模の修理が実施されてきた。その中には、地震や台風などの発生した時期と近接して行われたものもあるが、果たして両者の間に相関関係はあるのか、それとも修理は災害とは別の要因で行われたのか、個々の事例について検証を試みたい。扱う対象は、基本的には地震や風水害等の自然災害とし、宝物の盗難などの人災は除外する。

一つの着目点として、正倉院宝庫の修理が東大寺全体の堂塔修造の中で特殊な位置づけを与えられていたか否か、という問題がある。正倉院宝庫は東大寺の建物の一つであると共に、聖武天皇遺愛の品を納めた勅封倉を含む特殊な建造物でもあり、保全に特段の配慮が払われた可能性もある。その点について解明できれば、朝廷、そして東大寺にとって正倉院が如何なる意味を有していたのかを垣間見ることができるともかもしれない。

史料に記事のある地震、科学的に発生が実証された歴史上の地震等<sup>(注1)</sup>について、年表的に列挙することは可能であるが、それと正倉院宝庫の修理記録やその他の痕跡との相関関係を証明することは非常に困難である。時期的な近さのみを理由に災害と修理を安易に直結させることなく、『東大寺要録』（以下、要録）をはじめ関連史料から窺える様々な状況を考慮に入れながら総合的に判断したい。特に、東大寺全体の修造のあり方には注意を払わねばならない。

なお、奈良時代から勅封管理された北倉に加え、平安時代後期までには中倉も勅封となったとされるが、その時期は既往の研究でも明確にされていない。よって、北・中倉のいずれを指すか不明な場合には、史料上の「勅封倉（蔵）」という名称をそのまま使用することとする。

## 一、平安時代

### 平安時代における東大寺の修造体制と正倉院の警備・防災体制

まず前提として、正倉院も含めた東大寺諸堂塔の修造を担う体制について概観する必要がある。奈良時代に東大寺の造営を担当した造東大寺司は、造営事業の終息に伴って延暦8年(789)に廃止され(『続日本紀』同年3月16日条)、堂塔修造の役割は造東大寺所(以下、造寺所。寺務組織である上司〔寺政所〕に対して下司とも称された)に引き継がれる。国家機関が造営を行う古代的なあり方から、規模は縮小しつつ寺内組織が封戸を財源として自立的に営繕を担う中世的なあり方へと移行したことになる。東大寺には修理料として天平勝宝元年(749)頃ま

でに1500戸、同2年2月に加増されて5000戸の封戸が充てられていた。藤原仲麻呂政権下の天平宝字4年(760)7月23日に出された勅(いわゆる封戸処分勅書〔中倉14〕)により、5000戸のうち、1000戸が造営修理工に割り当てられ、以後造寺所の財源となった。

次に、正倉院の警備・防災のあり方について検討を加える。正倉院宝物の場合、埋納して残すのではなく、地上で目を配りながら保存する方法を選択した。よって、いざという場合への対処を含めて宝庫を監守する体制は整えられていたものと考えられる。要録諸会章之余に収められた、「寛平年中日記」を典拠とする「年中節会支度」という記事に、月毎の仏供雑用料の一つとして「正倉院守」の食料1斗5升が計上されている。寛平年間(889~898)は、数年おきに畿内周辺で巨大地震が発生した元慶年間から仁和年間の直後にあたる。特に仁和3年(887)7月30日には南海・東海地方を震源とするマグニチュード8.0~8.5規模の巨大地震(仁和の南海・東海地震)が発生している<sup>(注2)</sup>。正倉院についていえば、貞観2年(860)8月14日に紫鉦が出蔵されて以降、宝物が出蔵されることも絶え、宝庫も「動用」の倉から「不動」の宝蔵となり、宝庫に破損や盗難の害が及ばぬよう「見守られる」対象となった<sup>(注3)</sup>。そのような背景もあり、災害発生時に危機感の高まりから制度が整えられた可能性も想定しうるが、この史料のみから「正倉院守」の制度的始原を云々することはできない。

「正倉院守」は他の史料には表れず、果たした役割など、その性格は詳らかでないが、「寛平年中日記」には「…守」の食料としては他に「泉木屋守」「西院守」分1斗5升がそれぞれ挙げられている。「西院守」については、西院自体、長元4年(1031)に検校僧正深覚が建立した別院であって、同項目中最末の記載であることから追記の可能性が高いので、考察対象から外す。泉木屋は木津川のほとりに設けられた物資、特に木材の集積拠点である。倉庫施設も伴っていた。また、「…守」が伽藍を構成する主要堂舎毎に設定されている訳ではないことを考えれば、建物の監守というよりも、保管物品の保護・警備が目的であったように思われる。加えて、主要堂舎からやや外れた立地(西院も正倉院近辺に置かれていたらしい)であったことも勘案すれば、比較的警備・監守の目の届きづらい場所にあり、また、重要な保管物品を有する施設について、区画全体を見守る役職として「…守」が設けられたと考えられる。

警備・監守の担い手についても詳細は不明であるが、手掛かりとなる史料は確認できる。要録雑事章の引く東大寺職掌寺奴事によれば、天平勝宝2年(750)2月22日に奴婢200人が聖武太上天皇によって施入されている。その職掌の説明に「私云」として、「朝に霜雪を払い、大仏供に備えて毎日不闕の計を廻らし、暮に星辰を戴き、宝蔵の辺に侍して盗賊火難の畏れを防ぐ。寺家の要人、只此れに在るのみ」と記し、奴婢が正倉院付近の警備に当たった状況を示している。この記述自体は、奴婢の起源に関する要録編纂時の推測に過ぎず、奈良時代の奴婢による正倉院の警備を証する根拠にはならないが、この前段で触れられた、東大寺の楽人の起源をこれら奴婢とする記述については奈良時代の関連史料も見出せるので<sup>(注4)</sup>、強ち荒唐無稽なこととも言い難い。少なくとも、要録の成立した12世紀初頭には、古代の奴婢と結びつけられる、「諸職」と称される俗人集団=俗役によって正倉院付近の警備が担われていたことは認め

てよからう。「正倉院守」の実体もその辺りに求めることができようか。

#### 平安時代前期における修理の可能性について（10世紀前半まで）

正倉院の修理に関する最も古い史料は、後掲の10世紀後半の天禄年間のものであるが、8世紀半ばに造立された建物が200年以上修理されなかったとは考え難い。記録には残らないが、幾度かの修繕工事が実施された可能性は高い。

平安時代前期、正倉院周辺での災害としてまず想起されるのは、東大寺大仏頭部の落下という一大事であろう。延暦5年（786）頃から大仏に入り始めた亀裂は次第に広がり、天長4年（827）4月に大仏の後に小山を作って補強を行った（要録雑事章所引同年同月17日太政官牒）。この頃、大仏の頭部も傾いており、同年7月の群発地震で大きな損害を被り、斉衡2年（855）5月に発生した地震が直接的な引き金となって、落下に至った（『文徳天皇実録』同年同月23日条）。修理が完了して法会が催されたのは貞観2年（860）のことで、5年という長い歳月を要した（『日本三代実録』貞観9年4月4日条）。

その後、斉衡3年（856）3月にも大地震（マグニチュード6.3程度）があり、京とその南方で大きな被害があった（『文徳天皇実録』同年同月是月条「地数震。京師及城南、或屋舎毀壞、或仏塔倚傾」）。そのような中、同年6月に正倉院宝物の点検が実施されている（斉衡三年雜財物目録〔北倉165〕）が、この点検は大仏頭部の落下という大事件、さらにその後続いた3月の大地震を受けて実施された可能性が高い。宝庫自体の地震被害の発生、そして、その修理とそれに伴う宝物の移動等については不明としかいいようがないが、可能性という意味ではこの斉衡3年の宝物点検時が一つの候補として挙がる。

貞観10年（868）7月には播磨国に大きな被害をもたらした地震があり（『日本三代実録』同年同月8日条）、余震も暫く続いたが、同国と京内以外での被害に関する史料は残っていない。

延喜年間後期にも、東大寺では災害と復興の動きがあった。延喜17年（917）12月1日夜、東大寺に失火があり、講堂・三面僧房が焼亡した（要録雑事章之余）。位置的な近さからすれば、正倉院にも被害が及ぶ可能性は十分あった。大きな被害の発生を受けて、延喜20年（920）には造寺所職員として同6年に停廃されていた勾当が復活し（同年11月15日太政官牒〔『大日本古文書』家わけ第十八東大寺文書之一東南院文書139号〕。以下、東南院文書…号と省略）、同22年には造寺所の知事1名を増員し（同年9月23日太政官牒〔東南院文書141号〕）、修造体制の充実を図っている。

延喜20年12月には、阿弥陀堂・薬師堂などの雑物を羅索院双倉に移納して網封によって管理することとなったが（要録諸院章）、これも堂塔の修理を機に行われたものかもしれない。他の例から見ても、そのような機会には正倉院宝庫にも修理の手が加えられることが多く、あくまで推測に止まるがこの時期における宝庫修理の可能性も想定する必要がある。

その後、承平8年（938）4月15日に京でマグニチュード7.0とされる大地震が発生し、内膳

司の屋舎や京中の築垣、その他家屋や諸寺堂塔・仏像等に大きな被害があったが、東大寺における被害は確認できない（『日本紀略』・『康富記』同日条）。

天暦4年（950）には絹索院双倉の朽損により、その納物が「正藏三小藏南端藏」、すなわち現在の正倉南倉に移された（要録諸院章）。正倉院に直接被害があった訳ではないが、寺内の堂塔における損害が正倉院宝庫にも影響を及ぼした例といえる。

東大寺では、承平4年（934）10月に落雷で西塔が焼亡し（『続東大寺要録』。以下、続要録）、応和2年（962）8月には南大門や大仏殿南扉が大風で倒れている（要録雜事章・『後愚昧記』）。また、同年10月には承平5年（935）に再建されたばかりの講堂が再び焼亡する（要録雜事章）など、10世紀半ばから後半にも度々災害の被害を受け、堂塔の経年劣化も伴い、本格的な修理が待望される状況にあったと考えられる。

### 天禄年間の修理（971～973）

先述のように、史料上確認できる正倉院を対象とした最も古い時期の修理は、天禄2年（971）5月から同4年にかけて実施された、寺内全体の堂塔を対象としたものに含まれる。当時の別当は大法師法縁であり、彼の別当重任を命じた天延2年（974）5月24日付の太政官牒（東南院文書34号）において、当時の東大寺が「爰時代累積之間、薨瓦多以顛覆、年月推遷之处、堂舎尽以破損」という状況であったのを、法縁が2年余りをかけて徹底的に修理の手を加えたとの評価を与えている。太政官牒の表現によるならば、かなり大規模な寺内堂塔の再建・修理が実施されたようである。特に破損状況の著しかった修理対象として、大僧房6宇、東塔院、戒壇院、薬師院、講堂軒廊、食堂入隅、上下政所坊等と共に正倉院が挙げられている。正倉院の修理の具体的な規模（用材・期間等）は不詳であるが、破損状況の著しい堂舎の一つに挙げられていることは注目に値する。なお、天延4年6月18日、都では内裏や八省院等の建物、東寺・西寺・極楽寺・清水寺・円覚寺等の堂塔が倒壊する大地震が起き、近江国でも大きな被害が報告されているが（『日本紀略』・『扶桑略記』同日条）、東大寺の被災に関する記録はない。

この天禄年間の修理に関する記述は、別当法縁の事跡として残されたものである。堂塔の修造を積極的に推進すべき立場にあったのは別当であり、その評価においては修造に努めたか否かが大きな要素を占めた。別当の補任・重任を要請する文書でもその修造における功績が強調されている。10世紀には、光智（天暦4年〔950〕5月補任）、法縁（天禄2年〔971〕5月補任）、澄心（寛弘4年〔1007〕4月補任）らが修造に功のあった別当として名を残している。光智は自ら杣に赴いて用材の調達を行うなど突出した活動を示すが、そこまでいかずとも、必要な費用を捻出し、造寺所または修理所を領導して修造に努めることが別当に求められていた。

別当のもとで堂塔の修造にあたった造寺所について、10世紀の後半にはその知事僧が勤務怠慢（「無<sub>レ</sub>故不<sub>レ</sub>上」「不<sub>レ</sub>仕」）で改替される例を多く確認でき（康保3年（966）閏8月29日太政官牒〔東南院文書148号〕、安和2年（969）閏5月5日太政官牒〔同149号〕、天元2年（979）12月25日太政官牒〔同157号〕）、組織として機能不全に陥っていた可能性も指摘されている（注5）。

かつて独自財源を有していたものの、経済活動の中心はあくまで寺政所であり、寺内での位置付けも徐々に低くなっていったのではなかろうか。佐藤泰弘氏によれば、10世紀末には修理所による封物の徴収は既に破綻しており、衰勢は顕著になっていく<sup>(注6)</sup>。

#### 長元4年の修理(1031)

次に正倉院の修理に関する記事がみえるのは、長元4年(1031)である。『小右記』によれば、同年7月5日、別当・僧都仁海が右大臣藤原実資の許を訪れ、「勅封御倉棟」の風損を理由に勅使を發遣して修理を行うよう要請しており、実資はこれを関白藤原頼通に報告している。他の史料にはこの時期に風雨災害発生の記事を見出すことはできないが、「已為<sub>レ</sub>風被<sub>レ</sub>吹損<sub>一</sub>」という理由が明示されていることから、比較的近接した時期に被災したと考えてよいであろう。

『左経記』によれば、修理は同年7月から8月初旬までの間に実施されたが、正確な修理期間は分からない(同年8月4日条)。その際に派遣された右中弁からは、南倉の板敷の下まで雨水が漏れ通って湿潤しており、納物も湿損の可能性のある旨報告がなされている。

これらは、自然災害を理由に正倉院の修理が行われたことが確認できる最も古い記事である。別当が直接都に赴いて開封のための勅使の發遣と勅封倉修理とを要請しており、正倉院宝庫については別当が責任を持って監守・修理に努める体制が確立していたことが分かる。

同時期には正倉院の動用倉の倒壊に関する記事も要録別当章にみえる。この記事は仁海の任期中、即ち長元2～5年(1029～1032)の出来事として記されるのみで、正確な年次は特定できない。先述の如く、この期間で大きな風雨災害の記事は認められないが、長元4年の勅封倉修理が風損を原因に行われたものであること、概ね時系列で記事が整理されている要録別当章において、動用倉倒壊の記事は長元4年正月11日の西院建立の記事の次、そして同年9月16日付官符による藤原実資の俗別当就任の記事の前に配されていることなどからすれば、勅封倉風損と動用倉倒壊は同じタイミングで起こった可能性が高い。上記古記録に動用倉倒壊に関する記載は全くないが、朝廷側では勅封倉の開扉・修理が主たる関心事であり、また、実資・経頼ともに現地で直接被害を目の当たりにした訳ではないので、問題ではない。よって、以上のように考えても大過なからう。そうであるならば、同一区内で同時に被災した建造物で、一方は持ちこたえ、他方は倒壊に至るといふ大きな相違が生じたことになる。これには立地の問題に加え、建築規模が異なるために耐震性能に差があったこと、宝庫の方がメンテナンスの上でも手厚い保護が加えられていたため状態も異なっていたことなど、様々な可能性が想定できる。

長元4年(1031)閏10月27日には、有封の諸寺と南都七大寺の破損を検ずるために官使を發遣することが朝廷で議論されている(『左経記』同日条)。8月に実施された正倉院宝庫の修理と時期的に近接しているため、この修理を契機として諸寺の破損状況確認の必要性が強く認識されるようになった可能性はある。実際に官使の發遣が実施されたか否かを示す史料は確認できないが、11世紀後半の東大寺別当交替時には、前別当が修造を実施した堂塔の破損状況が官使によって調査され、それに基づいて朝廷から新別当のもとでの修理を促す指示が出されるこ

ととなったので、その先駆的な動きとして注目に値する。

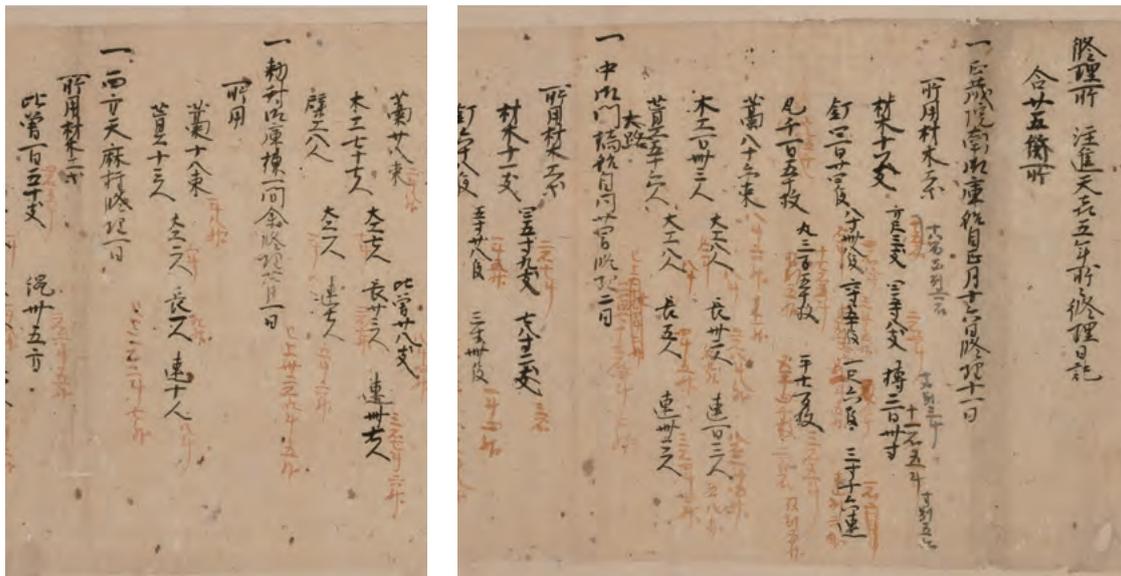
その後、長元7年（1034）8月9日から3日間、近畿地方は大風・洪水の被害に見舞われる（『日本紀略』・『左経記』等）。東大寺でも大風によって大仏殿と殿内の繡曼荼羅が共に破損したとの記事が要録雑事章にみられるが、正倉院の被害については確認できない。

### 天喜5年の修理（1057）

風損による修理から25年以上を経て、天喜5年（1057）正月に南倉、8月から10月の間に勅封倉の修理がそれぞれ東大寺修理所によって実施された。南倉については屋根瓦の葺き替えと躯体の修理、勅封倉については屋根瓦の葺き替えのみが行われ、天喜5年東大寺修理所修理注進記（東南院文書224・225号）という用度に関する報告書に記録が残されている<sup>（注7）</sup>。224号によれば、南倉は正月16日から11日間で修理し、勅封倉は棟一間余を1日間のみで修理葺している<sup>（注8）</sup>（挿図1）。225号において、南倉の修理には、躯体の修理部材の他、瓦5150枚・藁86束が、勅封倉の修理には瓦200枚・藁18束等が、それぞれ資材として計上されている。屋根の部材の分量で単純比較しても、南倉は本格修理、勅封倉は軽微な修理といえる。

なお、本誌所収の光谷拓実氏の論考で、年輪年代測定調査により、伐採年代が治安4年（1024）+α層（推定1024年以降1050年以前）と推定される材が、南倉北面の、屋根に近い大振りな校木（光谷論文の中倉2階南面壁材〔2012-22〕）として使用されていることが判明した<sup>（注9）</sup>。修理箇所や規模を勘案すれば、この材の使用は天喜5年の修理時であった可能性が高い。修理注進記の南倉部分に「方尺木三支 直十八石〈支別六石〉」との記載があり、このうちの1支に相当しよう。記録に残る個別部材の実物と推定されるものが確認された意味は大きい。

この折の修理は正倉院宝庫のみを対象としたものではなく、天喜4年（1056）から康平元年（1058）の間に、東大寺全体で大規模な堂塔の修理が行われている。古記録等にも直前に大きな災害があった形跡は認められないが、3年前の天喜元年（1053）9月20日には天地院が焼亡



挿図1 天喜5年東大寺修理所修理注進記 冒頭・南倉記載部分及び勅封倉記載部分

するという大きな事件があった。この出来事との直接的な関連は窺知できないものの、東大寺全体の堂塔を対象とした修理が確認できる天禄年間からは80年以上が経過しており、経年劣化も進んだことから、堂舎（大仏殿・講堂・食堂・戒壇院・上司政所・諸門等）の総合的な修理事業が実施されたのであろう。修理注進記（東南院文書222～225号）によれば、修理の必要な箇所に対して短い工期で次々に手を加えていった状況が分かる<sup>(注10)</sup>。正倉院宝庫の修理もその一環として実施されている<sup>(注11)</sup>。

この事業を担った修理所は、造寺所の改組によって成立した営繕機構である。成立時期は不詳であるが、史料上の初見は天喜4年の修理注進記（東南院文書222・223号）である。造寺所職員は太政官から補任されたが、修理所職員は別当から補任されるようになり、造寺所の有していた封戸の管理権も完全に手放して財政上自立的な組織でなくなったことなどが指摘されている<sup>(注12)</sup>。既に10世紀末頃に造寺所が機能不全に陥っていたとの指摘があったが、この時期に組織の効率化によって大規模な寺内修理に耐えうる営繕機構として発足したものと推定できる。

### 承暦3年の修理（1079）

承暦3年（1079）には勅封倉乾角の破損修理が実施された。修理期間については不明である。この修理については、開封のため勅使を發遣する旨、寺へ伝達した官宣旨が残されている（承暦3年8月28日官宣旨〔御物整理掛購入文書〕<sup>(注13)</sup>）（挿図2）。奥の署判は実際に使者として發遣された源某のものである。この文書によれば、東大寺から要請を受けて、勅封倉乾角の破損修理に立ち会おうべく権左中弁源朝臣（師賢）・大監物源朝臣行高・主鈴安倍助清らを派遣する旨、東大寺に伝達されている。「早任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>」という表現には、それまで勅封倉の破損が確認された際には、速やかに開封の上修理が実施されてきたという含意がある。

左弁官〈下<sub>二</sub>東大寺<sub>一</sub>〉

使権左中弁源朝臣

大監物源朝臣行高

主鈴安倍助清

右得<sub>二</sub>彼寺去年二月廿五日奏状<sub>一</sub>稱、勅封御藏

乾角、権律師延幸寺務之時、破損畢。而寺

家之吏遷替之間、自然延怠。早任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>

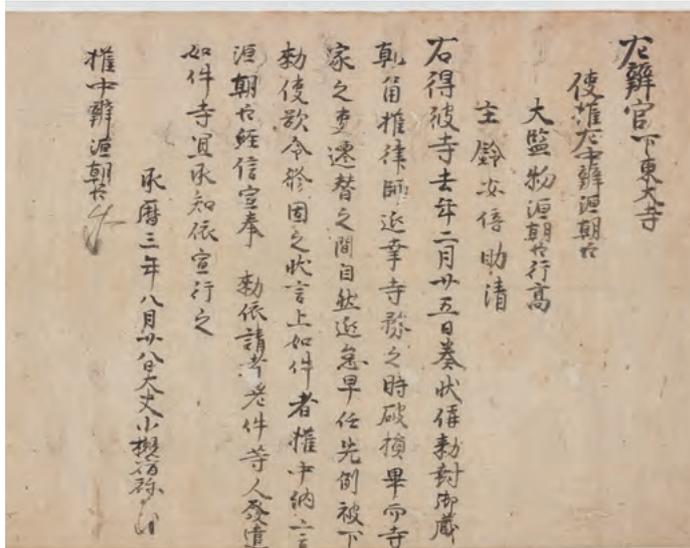
勅使<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>修固<sub>一</sub>之状、言上如<sub>レ</sub>件者、権中納言

源朝臣經信宣奉<sub>レ</sub>勅依<sub>レ</sub>請者、差<sub>二</sub>件等人<sub>一</sub>發遣

如<sub>レ</sub>件。寺宜<sub>二</sub>承知<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>宣行<sub>レ</sub>之。

承暦三年八月廿八日大史小槻宿祢〈在判〉

権中弁源朝臣〈在判〉



挿図2 承暦3年8月28日官宣旨

修理対象箇所破損が生じたのは、延幸の別当在任期間（康平2年～治暦2〔1059～1066〕）であったことが明記されている。これは、延幸の別当退任時、治暦3年（1067）4月に朝廷から使者が発遣されて行われた寺内堂塔の状況確認で記録が残されたことによるのであろう<sup>(注14)</sup>。破損の原因については記すところがない。『扶桑略記』は、康平3年（1060）6月18日、同4

年5月6日、同6年2月28・30日、3月11日、治暦元年（1065）3月24日、5月7日、同2年4月8日などに地震があったことを記すが、震源・規模・被害の有無等は全く不明で、正倉院宝庫に被害があったとの記録も皆無である。地震や台風による被害が史料的に確認できない以上、経年による破損の可能性についても考えるべきであろう。振り返れば、天喜5年（1057）の勅封倉修理は瓦の一部葺き替えにとどまり、建築本体の修理は長元4年（1031）7月まで遡る。破損は長元4年以降、調査の実施された治暦3年までの30数年の間で徐々に拡大した可能性を考えておくべきである<sup>(注15)</sup>。

ともあれ、破損が確認されて十数年間、勅封倉北西角の破損が放置されていたのは事実である。延幸の次の別当、有慶の退任時にも遣使による確認がなされたが、修理には至らなかった。朝廷からの遣使は交替時に新任の別当に修理を促す目的を持つが、この時期に堂塔の修造が盛んに行われた形跡はなく、正倉院宝庫も例外ではなかった。朝廷と寺による破損状況確認がなされるようになったものの、修理を実行に移すのはあくまで別当の権限であり、結果的に「寺家之吏遷替之間、自然延怠」という状態に陥る場合もあったことが分かる。理由の一つは、勅封倉の破損が構造上致命的な影響を及ぼす程ではなかったことによるのであろう。

勅封倉修理の実施された承暦3年（1079）には、食堂南西角9間の修理、大仏殿東庇の修理および同北西角第二母屋の柱4丈の切り替え、千手院西面の修理が行われている（『東大寺別当次第』、以下別当次第<sup>(注16)</sup>）。これは承保2年（1075）に別当に就任した慶信のもとで積極的に寺内全体の修造事業が進められた結果であって<sup>(注17)</sup>、勅封倉の修理は懸案ではあったものの、緊急性があって着手されたものではなかったらしい。朝廷としても急を要する修理ではないことを認識していたものと思われ、勅使派遣の依頼がなされた承暦2年2月から、この官宣旨の出された3年8月までには1年半という長い時間が経過している。

なお、承暦3年に実施された一連の修理のうち、要録別当章が別当慶信の事跡として取り上げるのは食堂南西角の修理のみである。勅封倉の修理そのものについての記述は要録にはなく、

開封を機に取り出されて進官された麝香5両の代価として銀提子1口が施入された、という副次的な事柄のみが採録されている<sup>(注18)</sup>。

以上、よほど構造上致命的なダメージを受けない限り、勅封倉とはいえ、その修理は寺内の堂塔修理全体の流れの中で実施されたのであって、修理において何を措いても勅封倉を優先的な着手対象として扱っていたような形跡は認められない。修理という理由があるにせよ、頻繁に開封を行うことは、それだけ正倉院宝物に対する関心を惹起する度合いを高め、盗難事件など<sup>(注19)</sup>、宝物の保存・管理上好ましくない結果を招来することもあった。よって、必要以上の開封を謹むという意味でも、上記のようなあり方となったのではなかろうか。

### 康和2年の修理（1100）

要録別当章は、康和2年（1100）の冬、勅封倉の修理が実施されたことを記す。たった1行の記載であり、これまでほとんど注目されてはこなかったが、要録に採録された正倉院の修理記録はこれが唯一であり、同年の修理は深く検討すべき内容を有する。

律師永観〈有慶 深観資 康和二年任〉

寺務二年〈康和二半、三、四半〉。

同二年冬、勅封蔵修理。

三年、東塔七重皆修理了。

同四年、食堂登廊修理〈同四年辞退〉。

まず、修理の契機について検討を加えたい。修理の実施された康和2年は、マグニチュード8以上の規模とされる、平安時代における最大級の地震、いわゆる永長地震と康和地震の直後にあたっている<sup>(注20)</sup>。永長地震は、嘉保3年（1096、永長元年）11月24日に近江・伊勢・駿河国等を中心に大きな被害をもたらした地震（マグニチュード8.0～8.5）であり、南都での被害としては、薬師寺回廊が倒壊した他、東大寺の大鐘が落下したこと等が記録されている（『中右記』嘉保3年11月24日条裏書）。康和地震は、承德3年（1099、康和元年）正月24日に発生し、近畿・四国地方に被害を与えたマグニチュード8.2規模の地震で、興福寺では西金堂の柱の一部と塔が破損し、回廊と大門が倒壊している（『後二条師通記』同年同月25・26日条）。これら2つは一連の地震であり、前後の余震についても『本朝世紀』他に記録が残されている。

直前にこのような大地震が発生しているのも、今次の修理もこの被害に対する処置のような印象を受けるが、東大寺の被害については嘉保3年の大鐘の落下以外、史料上に記すところはない。それ以外の被害が皆無であったとは断言できないが、永長地震は伊勢・駿河国、康和地震は土佐国において、それぞれ津波による被害が甚大であったことが『後二条師通記』や『中右記』から判明し、近畿地方での被害は限定的なものと考えられる。

それでは、康和2年の勅封倉修理の契機は如何なるものであったのか。同年の東大寺の動き

が窺える史料として、同年8月12日に同寺に対して出された官宣旨案を以下に掲げる（『大日本古文書』家わけ第十八東大寺文書之七296号官宣旨案）。

（端裏書）

「東大寺、康和二年興福寺造畢以後、国見杣被<sub>レ</sub>返宣旨」

左弁官下<sub>二</sub>東大寺<sub>一</sub>

応<sub>下</sub>停<sub>三</sub>止興福寺役<sub>一</sub>、致<sub>中</sub>寺家修理勤<sub>上</sub>、伊賀国黒田杣工等事

右、得<sub>二</sub>東大寺去七月廿三日解状<sub>一</sub>稱、謹檢<sub>二</sub>案内<sub>一</sub>、件杣□（者）、是以<sub>二</sub>天平勝宝三年四月一日<sub>一</sub>、寺家之修理料、依<sub>二</sub>勅定<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>施入<sub>一</sub>也。随則任<sub>二</sub>起請之旨<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>勤<sub>二</sub>仕本寺之役<sub>一</sub>也。而造<sub>二</sub>興福寺<sub>一</sub>之間、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>雇仕<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>。爰本寺修理久絶、已及<sub>二</sub>大破<sub>一</sub>。於<sub>二</sub>于今<sub>一</sub>者、興福寺将<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>造畢<sub>一</sub>。因<sub>レ</sub>之、如<sub>レ</sub>旧欲<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>補本寺破損<sub>一</sub>者、為<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>裁許<sub>一</sub>、注<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>言上者、大納言源朝臣俊明宣、奉<sub>レ</sub>勅、停<sub>三</sub>止興福寺役<sub>一</sub>、致<sub>二</sub>寺家修理勤<sub>一</sub>者、宜<sub>二</sub>承知<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>宣行<sub>レ</sub>之。

康□（和）二年八月十二日大史小槻宿祢〈在判〉

中弁源朝臣〈在判〉

黒田杣は、天平勝宝3年（751）4月1日に寺家修理料として勅施入された板蠅杣をその前身とする。この文書では、興福寺の造営中、杣工等がその作業に従事し、東大寺の修理が久しく絶えて既に堂塔が大破してしまった、とする。さらに、興福寺の修理も終了したので、以前のように東大寺の破損を修理したい旨要請し（7月23日東大寺解）、それが認められたとの内容である。この時期に東大寺の堂塔修理の準備が着々と進められていたことが分かる。

興福寺は前年の康和地震で被災しており、ここでいう同寺の造営もその復興を指すようにも思えるが、東大寺の堂塔の修理がそれによって長く停滞したとの記述がある。実際、東大寺の修理は、先述の承暦3年（1079）の修理以来途絶しており、文書にいう興福寺での修理事業もそれ以前に遡るものであろう。興福寺は永承元年（1046）12月に伽藍の大半が焼失して以降、康平3年（1060）5月、永長元年（1096）9月と度々大きな火災に見舞われており、黒田杣からの材木の調達も、長期間固定化した状況であったと考えられる。

官宣旨案の引く東大寺解では地震の被害については全く触れず、経年によって建物の破損が進んだことのみを記すので、康和地震による東大寺への実質的な被害にはさしたるものがなかったという先の想定を裏付けることができる。

但し、直接的な被害は限定的であったものの、大地震がもたらす災害への恐怖心は否応なく高まったはずである。11世紀後半以降、朝廷も東大寺の堂塔修理に積極的に関与する姿勢をみせており、朽損したまま放置された堂塔が倒壊に至る危険性は、朝廷・寺内で強く意識された。これを契機として状況打開の方策が取られ、勅封倉修理へと繋がっていくのである。

この時期、寺内の堂塔修理を阻む要因としては、修理財源となる封物の未納などの財政的な

問題が大きかったが、もう一点、当時の別当経範のもとにおける寺務の停滞が挙げられる。経範は真言宗の僧であったが、そのこともあって寺衆と対立して寺務が滞り、寺内堂塔の修理も行われなかった。前任の慶信が寺内修造に努めたという評価が高かったため、経範に対する批難が尚更に高まった側面もあると思われ、また、経範も修造を行う意志はあったものの、その財源がなく、朝廷に対して諸国封物が完済されるよう調整を依頼するなどの手立ても打っていたが<sup>(注21)</sup>、實際上、経範の別当在任時には最後まで堂塔修造が実行されることはなかった。正倉院宝庫との関係でいえば、この頃に「正倉院南列蔵」が焼亡しているが(要録別当章)、ついに再建には至らなかった。現宝庫の間近で発生した火災であり、危機的な状況という意味では、正倉院の歴史の中でも特筆すべき重大事件である。これら現宝庫の南方に並ぶ倉庫が収蔵品もろとも全焼したのであれば、極論すれば再建の必要性もなく、今後起こりうる火事による延焼を防ぐために火除地として残されたとも考えられるが、当時の状況(財政難や、別当と寺衆との対立構造)を鑑みれば、再建に着手するのは到底不可能であったと考えられる。

康和2年(1100)5月、経範は別当を罷免され、代わって公卿より推挙されて別当に就任したのが永観である(別当次第で、経範については、寺衆が「注<sub>三</sub>卅五箇条不治行縁<sub>二</sub>、擬講以下五十余人別立<sub>一</sub>陣頭<sub>二</sub>訴申<sub>一</sub>」したと記され、永観については「依<sub>三</sub>経範之不治<sub>二</sub>寺家破壊、公卿僉議、殊被<sub>三</sub>抽任<sub>二</sub>。仍再三雖<sub>三</sub>辞退<sub>二</sub>、全以不<sub>レ</sub>許、遂致<sub>三</sub>執行<sub>二</sub>」<sup>(注22)</sup>と記される)。永観が別当就任を一旦辞退した際に出された、同年5月24日付の堀河天皇綸旨(東南院文書411号)に「多為<sub>レ</sub>興<sub>三</sub>隆仏法<sub>二</sub>、且為<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>致<sub>三</sub>堂舎修造之勤<sub>二</sub>、所<sub>レ</sub>被<sub>三</sub>補給<sub>二</sub>也」とあり、更なる辞退に対するの同月29日の綸旨にも「興<sub>三</sub>隆仏法<sub>二</sub>之心、修<sub>三</sub>造堂舎<sub>二</sub>之功、豈是非<sub>三</sub>功德<sub>二</sub>」とあって、永観の補任が寺内堂舎の修造という具体的な目的達成のためであったことが理解できる。永観は朝廷・寺内双方より堂舎修造を実行に移すことを最大の課題として求められていたのである。この別当交替を契機に、寺内修理が実行に移されることとなる。

永観による修理事業は、康和2年(1100)冬に勅封倉、同3年に東塔(天喜5年〔1057〕の落雷以来数度にわたって修理された)、同4年に食堂登廊と、計画的に進められている(要録別当章)<sup>(注23)</sup>。この修造計画で第一の修理対象に据えられたのが、勅封倉であった。経範が別当の折の嘉保2年(1095)8月、彼の要請に応じて、朝廷から堂塔の破損状況を調査する遣使が実施された後、調査結果に基づいて早急に修理すべき対象として挙げられたのは、堂塔回廊・僧房雑舎・大小門・戒壇院築垣であり(同3年7月12日官宣旨〔東南院文書231号〕)、この中に正倉院宝庫は含まれない。康和2年になって勅封倉が修理対象として浮上した理由は、破損状況が著しかったということよりも、朝廷との関わりの中で選択が行われたためなのではなかろうか。

久野修義氏によれば、11世紀になると、荘園関係の文書に、本願聖武天皇による勅施入であることが殊更強調されるようになるという<sup>(注24)</sup>。聖武天皇の御願に淵源があるという理由で、所領(後に獲得されたものも含めて)の支配を正当化していく方法がとられ、12世紀半ばにもなると、それが明確に公認されるようになる。本件で触れた東大寺解でも冒頭に「件杣者、是

以「天平勝宝三年四月一日」寺家之修理料、依「勅定」所「被」施入也」とあって、聖武天皇の名は出ないまでも、その勅定によることが明記される。このような本願に対する意識の高まりの中、朝廷も巻き込んでの別当交替を前提とする久方振りの寺内修造計画が立てられた。康和2年5月21日の永観の別当就任以降、先の文書にあったように、黒田柚を東大寺の造営修理のために活用するという本来あるべき姿を取り戻して用材の確保を行い、また、諸国封物の納入促進などによる修理財源の確保が図られたであろうが<sup>(注25)</sup>、いずれもその実現には朝廷の後ろ盾を必要としていた。聖武天皇の遺愛の品が収められた正倉院宝庫は、聖武天皇、ひいては朝廷との結び付きが寺内でも殊更強い場所であり、修造計画の筆頭に正倉院宝庫が選ばれたのは、朝廷の協力を十二分に引き出す目的があつてのことではなかろうか。こういった措置がその後継続的に実施されたとは考えられないが、11世紀後半から12世紀前半は朝廷の東大寺への関心が高まった時期であり、東大寺もそれを利用する形で、寺内堂塔の修造・整備という課題に対処していったのであろう。康和2年の勅封倉修理はそういった意味で、正倉院の修理の歴史の中では特別な意味を有していた。

最後に、康和2年(1100)の勅封倉修理の規模について若干の検討を加えたい。先述の如く、嘉保2年(1095)8月、朝廷からの遣使による堂塔の破損状況調査の結果、速やかに修理すべき対象として堂塔回廊・僧房雑舎・大小門・戒壇院築垣が挙げられ、東大寺への対応が求められた。挙げられた修理対象は、堂舎建築本体というよりも付属する門や回廊・築垣などが主で、工事自体も各所修繕的な性格が強いように見受けられる。経範別当在任時の、財政的にも寺務の体制としても困難な状況の中で、東大寺全体の中で小規模ながら緊急性の高い破損箇所を選んで修理の指示が下されたのであろう。一方、永観が別当となって実施された修理は、先に指摘された破損の修理を含みながらも、朝廷の後援を得ながら伽藍の修理・造営事業を立て直そうという流れの中で行われたので、勅封倉の修理も大規模なものであった可能性が高い。

#### 平安時代末期の状況(1106~1180)

その後も、朝廷が東大寺の修造に感心を持ち、協力的であった時期が続く。嘉承元年(1106)8月には東大寺がかねてより求めていた、諸国封物を寺の堂塔修造に宛てるべく徴納を促す官宣旨が朝廷から下される<sup>(注26)</sup>。また、天永元年(1110)には、造東大寺官が再置され、堂塔修造・保全に向けての動きが制度的にも整備されることとなった。造寺官は、大仏殿の修造に際して諸方面との調整を図りつつ事業を推進する主体としての役割を担わされたものとされ<sup>(注27)</sup>、東大寺は朝廷の保護を受けつつ、以後、大仏殿・講堂・三面僧房・戒壇院等、伽藍主要部分の修理という大きな課題に取り組んでいく<sup>(注28)</sup>。造寺官については、別当勝覚に関して「在任多年之間不「勤」修造」。仍年月日被「補」任造官等」との記述が別当次第にあり、本来別当が果たすべき役割がなおざりにされたため、造寺官が置かれたとする見方もある。

正倉院に関しては、大治5年(1130)5月1日、勅封倉に湿損の疑いがあるという理由で、法会で東大寺を訪れた右中弁源師俊らと東大寺別当定海が点検を行っている(『中右記』同日

条)。同日には鏡・胡瓶の調査が実施されており（御物納目散帳〔北倉173〕）、勅封倉の修理に繋がる点検であったかどうかは疑わしく、実際に修理が実施されたか否かも不明である。

『本朝世紀』康治2年（1143）5月26日条には、「勅封蔵内一字修造」の功によって源巖を従儀師に任じたとの記事があり、この頃に修理が実施されたようであるが、実態は不明である<sup>（注29）</sup>。源巖は久安年間の東大寺の文書に権都維那従儀師の肩書で署判を加えている。寺内修造の功は別当に帰される場合が多かったが、11世紀後半以降、別当の役割が徐々に減じ、政所の運営において三綱が主体的な役割を果たすようになることとされ、その流れに則したものと考えられる。なお、同年8月19日には、左大弁藤原顕業が勅封蔵を開くために下向した（『本朝世紀』同日条）が、目的は不明で、源巖の関与した修理との関連の有無も詳らかではない。

治承4年（1180）12月28日には、平重衡によって南都焼き打ちが行われ、「大仏殿・四面廻廊・講堂・三面僧房・食堂・八幡宮・東塔・戒壇院・大湯屋・上院・闕伽井屋・白銀堂・東南院・尊勝院・其外僧房民屋」が悉く焼失し、一方、「法花堂・二月堂・同食堂・三昧堂・僧正堂・鐘堂・唐禅院堂・上司倉・下司倉・正倉院・国分門・中御門・砧礎門・南院門等」が焼け残った（続要録造仏篇）。三面僧房・尊勝院など、近隣の堂舎が被災する中、正倉院は危うく難を逃れている。『吾妻鏡』治承5年正月18日条には「去年十二月廿八日、南都東大寺、興福寺已下堂塔坊舎、悉以為平家焼失。僅勅封倉寺封倉等免此災。（以下略）」とあり、勅封倉の無事に関心が払われている。なお、時代は下るが、室町時代初期頃の成立とされる『東大寺縁起絵詞』137段には、南都焼き打ちに際して、「然而大伽藍建立御祈ノ所根本ノ法花堂并ニ生身観音安置ノ二月堂、本願天皇ノ御宝物納メヲカレタル正倉院、天照大神影向ノ竈殿已下ノ官蔵、当寺ノ内規模ノ靈処ハ尚」大難を逃れた、とし、正倉院が焼け残った理由を、本願聖武天皇の宝物を納めた「靈処」であることに由来するとの考えが示される。室町時代においても、本願聖武天皇との結び付きが強く意識され、寺内において特別に靈的な場所の一つとして観念されていたことが分かり、興味深い。

## 二、鎌倉時代

### 文治・建久年間の修理（1185～1194）

焼亡からほぼ5年を経た、文治元年（1185）8月28日、東大寺では大仏開眼供養が盛大に執り行われた（『山塊記』同日条）。直前の7月9日、近江・山城・大和国でマグニチュード7.4とされる大地震があり（文治地震）、唐招提寺でも中門が倒れるなどの被害があったが（唐招提寺金堂千手観音像足柄修理銘）、東大寺については特段大きな被害は記録されていない。

この文治地震との直接的な関連は不明であるが、文治5年（1189）3月、勅封倉の点検を行うため、造東大寺長官藤原定長が大監物・弁・史らと共に東大寺に下向している（『玉葉』同年同月21日条）。これは「彼倉湿損殊甚、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>忿檢知<sub>レ</sub>」との同寺からの要請に応じたこととあり、勅封倉の開封自体、康治2年（1143）以来のことであった。この折に修理が実施されたか否かを示す史料は確認できないが、寺側の「湿損殊甚」との判断が極めて断定的であり、

開封についても別件のついでに行われたような形跡は認められないので、この点検の結果、修理に至った可能性は高いものと思われる。

さらに、4年後の建久4年（1193）5月5日、再び定長が東大寺の要請に応じて奈良に下向し、羅索院と併せて勅封倉（北・中倉）の破損状況を調査して雨水が浸入する状況（「雨露更不<sub>レ</sub>留」）を認めている（『玉葉』巻65同年同月10日条）。この際の破損・修理については、続要録宝蔵篇に詳細な記録がある。これによれば、8月25日に再度勅使が東大寺に下向し、宝物を綱封倉（南倉）に移して修理に着手している。宝物を点検した上、目録を作成し、その保全が図られた。修理は翌5年3月に終了し、勅使の立ち会いの下、宝物の還納が実施されている。

文治・建久年間の破損はいずれも雨水の浸入を原因とするものと考えられる。宝庫は軒の出が大きく、外壁は基本的に風雨から守られているので、雨水浸入を招いた主因は、屋蓋部の破損であると推測可能である。比較的近接した時期に同じ原因で修理が行われていること、文治5年の修理については続要録にも全く記録がないことなどを勘案すると、同年の修理は部分的かつ応急処置的な性格のものであったのかもしれない。無論、屋蓋部と一口にいっても両修理時の破損箇所が全く異なる場合も想定すべきで、文治5年以降も全面的な傷みが進行し、そこで雨漏りが生じるような状況であったのかもしれない。建久年間の修理には半年以上を費やしており、本格的な修理が実施されたようである。

#### 寛喜2年の修理（1230）

建久年間から35年以上の年月を経て、寛喜2年（1230）には北倉・南倉が破損していたため（「今度者北勅封倉、南綱封倉破損」）、北倉の納物を中倉へ、南倉の納物を上司倉へそれぞれ移して、修理が行われた（続要録宝蔵篇）。7月17日、勅使右中弁藤原親俊等が東大寺に下向し、東大寺勅封倉と綱封倉とを開検した。南倉を開いた際、「塵土多櫃上落懸」といった有様であったのは、瓦を固定する葺土が雨漏りのために泥水となって庫内の櫃の上に落下したことによるのであろう。前回、建久年間の修理は屋蓋部を中心としたものと推測できるが、南倉は修理対象ではなかった。屋蓋部では全面的に傷みが進行しており、建久年間当時にはさしたる損害はなかったものの、南倉にも時期差で被害があらわれたということであろうか。このように、南倉については修理箇所を推定できるものの、北倉についてはそれを示す手掛かりがない。

修理の契機については、この周辺の時期で地震等、大きな災害のあった形跡はなく、経年劣化の進行が原因であろうか。『明月記』同年6月には頻繁に大雨や落雷の記事があり（3・4・5・21・27日条）、奈良でも雨漏りの起こりやすい状況であったようである。よって、ごく直接的な契機は、雨季で雨漏りの被害が拡大したことによるのかもしれない。

なお、この際の修理について、続要録には開封時の儀式次第、また、雨儀であったことに伴う諸事項が記されるが、修理期間・閉封時期については記載がなく、不明である。ただ、同年10月27日に中倉の鍵が焼き切られ、鏡などが盗難被害に遭っている。開封中の警備が普段より厳重であったことは、詳細な記録の残る江戸時代の例などから類推できるので、盗難被害は修

理後の可能性が高い。そうであるならば、10月末以前に修理は終了していたと考えられる。

### 嘉禎3年の点検（1237）

嘉禎3年（1237）6月3日、右中弁藤原季頼等が東大寺に下向し、勅封倉・綱封倉の点検を実施している（続要録宝蔵篇所収「正倉院御開封記録」）。前々日の6月1日に京で大きな地震があった（『百練抄』同日条）。『百練抄』は「万人驚<sub>三</sub>恐之<sub>一</sub>。元暦以後無<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>此事<sub>一</sub>」とし、元暦2年（1185）に発生した文治地震以来の規模であるとの認識を示す。もし、6月1日の地震に対して2日後に宝庫の点検が実施されたのであれば、極めて速やかな対処といえる。続要録によれば、宝物を検知すべき由の宣旨が下されたのは6月2日であった。また、続要録宝蔵篇には、「寺家日来望申旨者修理也。然者可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>注<sub>三</sub>損式<sub>一</sub>之由、寺家勸申処、為<sub>三</sub>方忌<sub>一</sub>之間、不<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>公家之御沙汰<sub>一</sub>。所詮為<sub>三</sub>寺家之沙汰<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>注<sub>三</sub>進<sub>一</sub>云々。仍召<sub>三</sub>木工宗行・貞重・貞遠等<sub>一</sub>注<sub>レ</sub>之、付<sub>三</sub>修理目代<sub>一</sub>畢。目代清<sub>三</sub>書之<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>進<sub>三</sub>公家<sub>一</sub>云々」との記載がある。これによれば、かねてより東大寺は朝廷に対して修理を実施すべき旨を訴え、それを具体化するために木工らが作成した「損式」（破損状況を踏まえた修理計画書か）を朝廷に提出する段階にまで至っていたことが分かる。既にある程度の準備が整えられていたとすれば、地震に即応して点検が実施されたとしても不思議ではない。但し、続要録には、開封の折、大湯屋から大衆の蜂起が始まるという混乱した状況であり、宝物を外に運び出すことなく、倉の中で櫃の数をかぞえる点検しかできない有様であったことが記されており、修理まで行えるような情勢ではなかった。

### 寛元年間の修理（1243～1246）

寛元元年（1243）閏7月23日、勅封倉の修理を行うため、左少弁藤原親頼が勅使として東大寺へ下向し、開封を実施している。この開封については、続要録の他に「東大寺勅封蔵目録記」（続々群書類従所収）にも記録がある。同書に引く同月20日付の官宣旨によれば、「奉<sub>レ</sub>勅、彼寺勅封蔵雨露頻侵、破損漸甚」といった具合であったという。同年4月12日付と推測される、東大寺三綱が朝廷に進上した文書（松田福一郎氏所蔵文書、『鎌倉遺文』6812号）では、勅封倉の修造に関して、度々三綱から奏上に及んでいたものの指示がなく、「随<sub>レ</sub>日及<sub>三</sub>大破<sub>一</sub>、此上者宝物定令<sub>三</sub>朽損<sub>一</sub>歟、悉令<sub>三</sub>湿失<sub>一</sub>」といった状況であったとされており、嘉禎3年以前から再三要請されていた勅封倉修理の要請は、なかなか朝廷に受け入れられなかった。ここに至って修理が実施されるに及んだ理由は定かではないが、北倉は13年振り、中倉に至っては実にほぼ50年振りの修理であった。今回も雨水の浸入という症状が示されているので、主な修理箇所は屋蓋部であったと推測できる。先述の如く、13年前に行われた寛喜2年（1230）の北倉の修理は対象箇所が定かではないので、北倉屋蓋部の修理も50年振りであった可能性がある。

修理中、宝物は西印蔵（上司倉）に移納された。修理が終わり、宝物が宝庫に戻されたのは寛元4年9月28日で、実に3年以上の年月を経ている。この全てが修理期間であったならば、これまでになく長期間にわたる作業が行われたことになる。長年要求して漸く認められた開封・

修理であり、入念に修理が実施されたものと考えられるが<sup>(注30)</sup>、修理の歴史を振り返れば3年間の工期は破格であり、修理以外の事情があった可能性を考える余地もある。

### 建長6年の修理（1254）

建長6年（1254）6月17日、北倉の扉に雷が直撃した。顛末を記した続要録宝蔵篇の一部を以下に引用する。

建長六年六月十七日〈天陰。雨降。戌剋。〉、雷神落<sub>三</sub>懸勅封蔵<sub>一</sub>。蹴<sub>三</sub>破東面北端扉<sub>一</sub>、并脈<sub>三</sub>裂下柱等<sub>一</sub>、投<sub>三</sub>捨知足院門辺<sub>一</sub>。即龍神入<sub>三</sub>蔵内<sub>一</sub>、雷火付<sub>三</sub>宝蔵<sub>一</sub>。然間為<sub>レ</sub>消<sub>三</sub>彼火<sub>一</sub>切<sub>三</sub>放其扉<sub>一</sub>、遂以打消畢。一寺騒動、万人群集。偏依<sub>三</sub>八幡之冥助<sub>一</sub>、今得<sub>三</sub>三倉之安穩<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>廻<sub>三</sub>時日<sub>一</sub>年預五師賢寛申<sub>三</sub>事由於別当（定親）〈新熊野〉<sub>一</sub>。即被<sub>レ</sub>經<sub>三</sub>奏聞<sub>一</sub>之間、先仰<sub>三</sub>大勸進円審<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>修理<sub>一</sub>。中北兩倉扉四枚并北脇柱一本・敷居等造<sub>三</sub>替之<sub>一</sub>。番匠卅人、八个日之内作<sub>レ</sub>之。下柱六本龍神引割之間、同令<sub>三</sub>造替<sub>一</sub>。

同七月五日、被<sub>レ</sub>下<sub>三</sub>行事官<sub>一</sub>。其人数見<sub>三</sub>于食馬宣旨<sub>一</sub>。宣旨僞、左弁官下<sub>三</sub>大和国并東大寺<sub>一</sub>

使権右中弁藤原朝臣資定 従八人

少監物平久近 従四人

（中略）

右、左大臣宣、奉<sub>レ</sub>勅、為<sub>レ</sub>実<sub>三</sub>檢東大寺勅封蔵<sub>一</sub>、差<sub>三</sub>件等人<sub>一</sub>發遣如<sub>レ</sub>件者、国寺宜<sub>三</sub>承知<sub>一</sub>、使者經<sub>レ</sub>彼之間、依<sub>レ</sub>例供給。官符追下。

建長六年六月廿七日 少史中原朝臣〈在判〉

権中弁藤原朝臣〈在判〉

北倉の扉に直撃した雷は、束柱に損傷を与え、宝庫内にも火が及んだ。北倉扉付近の壁面には現在も黒く焼け焦げた痕跡が残る（挿図3）。まさに未曾有の出来事であったが、消火活動が功を奏し、大事には至らなかった。消火活動（「為<sub>レ</sub>消<sub>三</sub>彼火<sub>一</sub>切<sub>三</sub>放其扉<sub>一</sub>、遂以打消畢」）の主体は具体的には明示されないが、平安時代に警備を担ったと推測される俗役の類いであろうか。

正倉院が自然災害に遭って即座に修理が実施された例としては、風損を理由に実施された長元4年（1031）7月の修理以来となる。6月17日に被災した後、年預五師から別当定親に報告があげられ、奏聞を経たうえ、大勸進円審への指示があって修理が始まっている。通常の修理の場合、勅使は開封を行って修理期間中に宝物が遺失しないよう点検作業を実施し、修理後は宝物の還納を確認して閉封を行う、という一連の役割を果たす。しかし、この落雷時には、扉が破損して勅封が機能しないという特異な状況が前提にあったため、勅使の主たる目的は宝庫・宝物の無事を確認すると共に、勅封を復旧することであった。勅封を復旧するためには扉が元

の状態に戻っている必要があるため、速やかに修理が開始されたのであろう。

主に被害が認められた箇所は、北・中倉の扉4枚（各倉左右一枚ずつ）とその周辺、及び束柱6本であった。うち北・中倉の扉、北倉の脇柱1本と敷居については、番匠30



挿図3 北倉内部扉脇板壁に残る落雷時の焼け跡

人で8日間掛けて取替え工事

を実施したことが続要録に記される。雷が直撃した部位とは離れた位置にある中倉の扉も交換対象となったのは、消火活動に際して中倉納在宝物への被害を食い止めるために、人為的に中倉の扉が「切放」された結果であろう<sup>(注31)</sup>。宝庫の修理箇所から消火活動の一端が窺えることは興味深い。

6月27日には遣使を告げる官宣旨が発給され、7月6日に資定以下勅使が到着して宝物の点検を行っている。被害のない南倉の開封は実施されなかった。扉の修復は既に終了しており、勅使は新たな扉に封を付して翌7日には戻っていった。

なお、続要録の記事が扉の修理について工人数と工期を明示する一方、束柱については「同令\_造替\_」とごく簡単に記すのみである。先述の如く、前者は緊急措置として即座に復旧に着手されたが、後者の束柱の交換は大掛かりな工事でもあって、後回しとされたのであろう。束柱交換の実施時期は不明であるが、少なくとも勅使帰還後と推定される。工事期間中に開封された痕跡もなく、収蔵された宝物を取り出すことなく実施されたのであろうか。正倉院宝庫は土台から軒までが一材からなる通し柱ではなく、床下に短い柱40本を入れる構造である。柱の交換といっても躯体そのものを解体する必要はなく、床下に仮の支持材を差し込んで若干嵩上げし、その間に柱を交換することが可能であり、慎重に行いさえすれば宝物を移動させることなく修理を終えることができたのであろう。

束柱の損傷に関して、「脈裂」「引割」等の表現からすれば甚大なものと推測できるが、即座に修理に着手されていないので、宝庫の崩壊を惹起するほどの被害ではなかったと考えられる。北倉の扉を直撃した落雷が床下の束柱6本全てに被害を及ぼすという状況は、余程の大火災でもない限り考え難く、6本のうちには経年劣化で交換された柱も含まれるのではなかろうか。

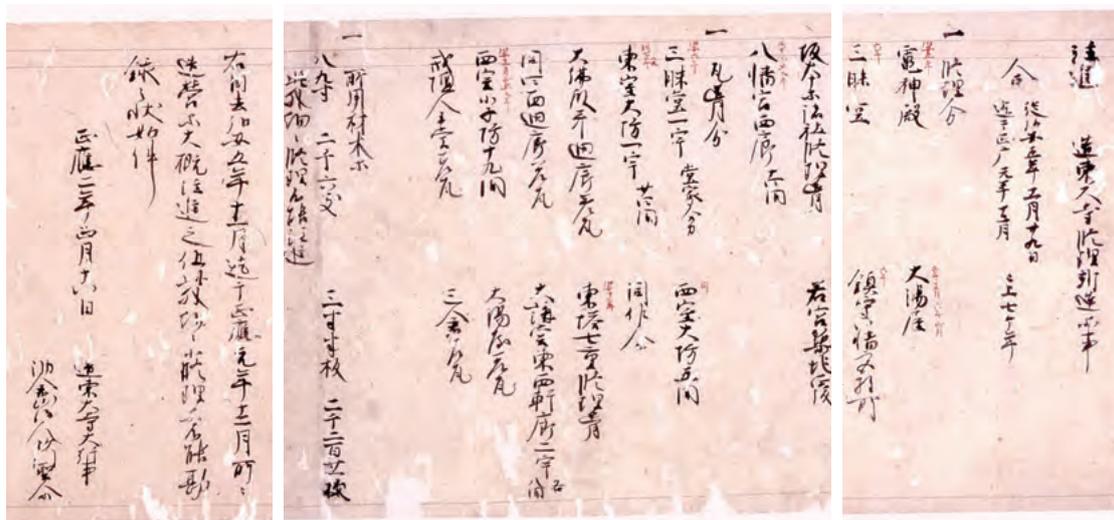
以上、落雷に伴う修理は異例の作業であり、緊急性の有無に応じて二段階に分けて実施されたものと考えられる。

## 弘安11年の修理 (1288)

続要録宝蔵篇の修理関係の記事が建長6年の落雷に伴う修理で終わっていることもあり、これまで鎌倉時代後期における正倉院宝庫の修理については不明なことが多かったが、本稿執筆にあたって、この時代の修理時期を特定する史料を見出した。当該史料は、東大寺図書館架蔵東大寺文書中の、正応2年(1289)正月18日付け東大寺修理新造等注文案(『大日本古文書』家わけ第十八東大寺文書之六7巻89号。挿図4)である。この史料は、弘安5年(1282)12月から正応元年(弘安11年、1288)12月までの6年間に、東大寺で実施された建造物の新造・修理等についてまとめたもので、「修理分」「新造分」「仮葺分」「檜皮葺分」「瓦葺分」の項目ごとに、対象となった建造物とその部分等を書き上げ、最後に用いた材ごとの総量を示す構成になっている。各項目で挙げられた建造物は、ほぼ時系列で整理されており、傍書によって実施年が判明する。この中で、「瓦葺分」に「三倉差瓦」が挙げられており、弘安11年の施行であったことが分かる。瓦の葺き替えについて、「一字」「…間」といった明確な範囲を示す全面的な施工に対し、宝庫の場合は「差瓦」という部分的な葺き替えであった。この時期、東大寺で屋根の葺き替えを含む大規模な修理が実施され、規模は不明ながら正倉院宝庫でも瓦の部分的な葺き替えが実施されたことが分かる(東大寺全体で使用された瓦の総数は28万枚に上った)。

現存する宝庫所用の鎌倉時代の瓦は、紀年銘はないものの、数量的には大正年間に次いで分量が多く、当時、大規模な屋根の葺き替え修理が実施されたことが知られる。これらは丸瓦の形式によれば鎌倉時代前期と後期に分かれるが、数の多い平瓦に関してはそれぞれの比率は不明であるという(注32)。文献上、前期には文治・建久年間、寛喜2年、寛元年間など3回ほど屋蓋部の修理が認められ、特に寛元年間の修理は3ヶ年の開封期間に実施された、大規模修理の可能性を有する。この寛元年間の修理から約40数年後に実施された、弘安11年の修理が後期のものとして確認されたことになる。

なお、同文書の「新造分」に「椀本明神宝殿并鳥居等」が弘安11年の作業対象として挙げられており、現在宝庫北側に鎮座する杉本神社の歴史がここまで遡ることも確認できた(注33)。



挿図4 正応2年東大寺修理新造等注文案 巻首巻末及び「三倉差瓦」記載部分

### 三、中世後期の修理

鎌倉時代において、正倉院宝庫の修理について窺知できるのは以上である。その後の中世後期から近世初頭にかけては、東大寺における文書の残存状況があまりよくないので、不明なことが多い。宝庫修理の記録としても、室町時代から安土桃山時代にかけてその痕跡が窺える史料は確認できない。この間も度々大地震が発生し、南都の寺院における被災も記録されているが、東大寺に関するものはほとんどなく、正倉院の修理についても不明である。

周辺における大きな災害としては、永正5年（1508）3月18日の講堂と三面僧房等の焼失や、永禄10年（1567）10月10・11日、松永久秀と三好三人衆の戦いによる大仏殿等の焼失などが特記できる。永禄年間の戦災においては、近在の唐禅院や四聖坊等も焼亡している（『多聞院日記』）。現在の正倉院構内にもこの際の防御施設と推定される溝が検出されており<sup>（注34）</sup>、正倉院も戦火に巻き込まれる可能性は十分あった。

### 四、江戸時代

#### 慶長年間の修理（1602～1603）

江戸時代の正倉院宝庫の修理に関しては史料の残りがよく、精粗は別としてある程度の情報を得ることができる。

文禄5年（1596）閏7月12・13日に和泉・摂津・山城国を中心に被害をもたらしたマグニチュード7.5程度とされる大地震（慶長伏見地震）が発生し、南都でも唐招提寺・大安寺・法華寺・海龍王寺などで堂塔の破損や倒壊が記録されている（『招提千歳伝記』・『大和名勝志』等）。東大寺に関する被害の記録はないが、災害への警戒心は自然と高まったはずで、徳川家康が慶長5年（1600）に関ヶ原で勝利して天下を取ったことを機に、同7年6月、その命によって東大寺に奉行本多正純・大久保長安が派遣されて宝庫の調査を実施し、同8年2月25日、開封して修理が行われている（続々群書類従所収「慶長十九年薬師院実祐記」）。修理中は上司倉へ宝物を移納した。家康は、この機に長持32個（慶長櫃）を寄進し、宝物の保存に役立てさせた。この修理は、徳川政権の大和における存在感の誇示であると共に、天下人としての責務によるものと評価できる。修理の規模・期間については詳細不明である。

#### 寛文年間の修理（1663～1666）

寛文3年（1663）4月に、宝庫修理が長期間実施されておらず、宝物朽損が危ぶまれるとの書状が東大寺衆僧から寺社奉行に出され、8月20日に幕府は宝庫修理を命じた。前年に発生したマグニチュード7.2～7.6規模の大地震の影響もあったと思われる。東大寺は大工に宝庫の図を作成させ、旧記と共に修理事業を統括する京都所司代牧野佐渡守親重に提出した。実施が遅延したため、寺社奉行に再度願いを出し、同6年（1666）3月4日に勅使権右中弁日野資茂が下向して漸く着手された。北倉から順に点検を行い、中倉の北西角の柱に若干の不具合が発見されたので、大工がその場で修理し、7日には閉封している（「寛文六年正倉院御開封之記」〔薬

師院文書))。宝庫そのものの修理よりも宝物の点検に重点を置いた開封であったといえる。

### 元禄年間の修理 (1689~1693)

元禄2年(1689)7月16日と同3年8月29日・9月1日の二度にわたって、奈良奉行大岡忠高が与力玉井定時に宝庫の破損状況を調査させ、それを示した図と書面を作成させた(奈良県所蔵文書<sup>(注35)</sup>と『庁中漫録』所収「元禄六年御開封記」)。また、同年12月に奈良奉行と東大寺の間で寛文年間の開封の際の費用に関する遣り取りがあり、翌3年5月21日に宝庫修復予算の見積を行っており、8貫501匁2分3厘が修復分として計上されている。

これらの下準備を経て、寛文6年の開封以来28年が経過したために「御倉及破損」んだ由、東大寺寺務宮濟深親王より南曹弁を通じて奏聞し、元禄6年5月16日に開封が実施された。今回も慶長時に倣って上司倉へ宝物を移した(「元禄六年御開封記草書」)。修理は6月15日から7月14日まで行われた。修理が終わり、閉封されたのは8月7日である。

東柱に巻かれた籬や台輪の鼻を包む銅板などはこの修理の際に設えられたもので、敷板の取替え、間柱の追加、瓦の葺き替えも実施されている(奈良県所蔵文書)。これら修理は経年による劣化を修復しようというもので、災害を機に実施されたものではない。

### 天保年間の修理 (1830~1836)

文政13年(1830)に屋根が大破し、奈良奉行・東大寺の要請に応じて、開封の運びとなった(奈良県所蔵文書)。同年7月初旬には京都でマグニチュード6.4規模の大地震があったが、屋根の大破は事案の発生時期が不詳であるため、この地震との関連の有無は不明である。

天保2年(1831)に東大寺から奈良奉行に屋根葺替修理の口上書が上申され、同4年10月18日には開封に至り、宝物は東南院宝庫と八幡宮楼門前の南宝蔵等寺内諸倉へ移納されたが、修理の準備が漸く始まったのは同6年9月からで、実際に屋根の葺替工事が実施されたのは同7年正月からであった。この作業は3月頃で終了し、6月に閉封を迎えている。実質は本工事3ヶ月の修理であったが、比較的規模の大きな作業であったと評価し得る<sup>(注36)</sup>。

以上、江戸時代に4回にわたって実施された修理事業をざっと見渡した。基本的には経常劣化の修繕を主体としたものであるが、直前に発生した地震等の災害が一つの契機になった可能性は否定できない。

### むすびにかえて

以上、中世以前を中心に正倉院宝庫の修理について概観した。ここで、本稿を通じて確認した主な事項を列記する。

・正倉院の修理に際しては、朝廷に勅使発遣を要請して開封の許可を得るのが大前提であった。修理は寺側の朝廷への働きかけ(近世には奈良町奉行も介在)が契機となる。東大寺による現場での監守が宝庫・宝物保全の要であり、朝廷は東大寺からの働きかけを通じて宝庫が建造物

として十全に機能を果たし、宝物の保存環境が保たれていることを確認できた。

・長元4年（1031）の風損に伴う修理、建長6年（1254）の落雷の際の緊急措置的な修理など、正倉院が災害に遭ってすぐさま修理が実施された事例は少ない。そういった意味では、自然災害によって正倉院が存立に関わるような致命的な被害を受けたことはなかったといえる。

・災害の発生に際し、被災状況が顕著な場合には早めの修理が実施されたが、軽微な損傷では実施されなかった。不必要な開封を回避するという規制が働いていたものと推測できる。

・正倉院の修理は東大寺全体の堂塔修造の一環として実施される例が多かった。よって、東大寺の修造体制のあり方（組織・予算等）に大きく左右された。なお、直接的な被害の有無とは別に、東大寺全体の修理が災害後の危機意識の高揚を動因として実施された例はある。

・11世紀後半から12世紀前半にかけて、東大寺からの働き掛けもあり、朝廷が積極的に同寺の堂塔維持に関与する姿勢をとる。修理財源となる封物の未納など、主に財政的な理由で大規模な修理には着手できずにいたが、11世紀末、大地震が頻発する状況の中で朽損したままの堂塔を放置することへの危機感が高まり、康和2年（1100）に寺内修造を使命として永観が別当に就任する。その修理事業中、東大寺が最初の修理対象に正倉院宝庫を選んだのは、本願聖武天皇遺愛の品を収めた宝庫を再興事業の目玉とすることで、本願以来の朝廷との密接な関係を強調しようとしたためと考えられる。

・これまで見過ごされてきた鎌倉時代後期の修理について、弘安11年（1288）の屋根の葺き替え工事の存在を確認した。今回の整備工事中、大量に認められた鎌倉時代の瓦の、同時代後期における葺き替え時期を推定することができるようになった。

正倉院が自然災害の被害を直接受けて修理に及んだ例はごく限られており、それ以外の修理は東大寺の堂塔修理の流れの中で実施されたことが分かった。但し、それは結果的に大きな被害を受けなかったことによるのであり、中世においては「正倉院守」のような特別な監守体制も設けられ、被害が甚大である場合には迅速な対応が取れるよう、手当がなされていた。

今回、正倉院宝庫の修理を通覧して、康和2年の修理が特筆すべきものであることを指摘した。東大寺が特別な寺であるという認識を朝廷に持たせる手段の一つとして、東大寺の創建が聖武天皇の御願によるものであることが11世紀から12世紀にかけて強調されるようになる。その脈絡の中で正倉院が利用されることもあり、正倉院宝庫の修理中、唯一要録に取り上げられた康和2年の修理は、象徴的な意味を有する。勅封倉を含む正倉院宝庫は単なる倉庫ではなく、東大寺の特殊性を主張する源泉となるものの一つであり、東大寺が手を尽くして監守・修理を行うモチベーションにもなったと考えられる。12世紀後半以降、上皇や摂関による宝物御覧の機会が多くなるが、東大寺の側からすれば、それは寺の特殊性をアピールして手厚い保護を求めるためには、絶好の機会となったであろう。

12世紀以降は聖武天皇のみでなく、良弁や行基の名も所領支配の正当性を主張する際の文書中に登場するようになり、これに菩提僊那が加わって、12世紀末頃には「四聖」の概念が生ま

れる。これは、権利の正当性を主張するに際して王権の権威のみでは不十分で、仏法世界の論理による荘厳化が必要になったためであるという<sup>(注37)</sup>。建長8年(1258)8月には四聖を圖像化した四聖御影が作成され、三面僧房の北室に祀られる。永正5年(1508)3月に三面僧房が焼亡した後、正倉院近傍に四聖御影を祀る四聖坊が置かれたことも、正倉院周辺が本願聖武天皇ゆかりの一带として、寺内でも特別な位置づけを与えられていたことによると考えられる。

このように、時代が降るに従い、正倉院宝庫の位置づけも徐々に変化をみせるが、朝廷、東大寺、場合によっては当時の政権によって、ほぼ絶え間なく必要十分な監守・修理が加えられてきたことは本稿で確認したとおりである。このような過不足のない手当が今日まで正倉院宝庫・宝物が守り伝えられる上での要諦であったことに思いを致しつつ、筆を擱きたい。

## 注

- (1) 歴史上確認できる地震については、震源地・震度等が判明している場合が多く、本稿では『理科年表』等を参考にしてそれらに関する情報を付加した。
- (2) 『三代実録』の同日条によれば諸司の倉屋や東西京の廬舎が倒壊し、死者も多数にのぼった。平城宮第一次大極殿院回廊には地震の痕跡が残る。
- (3) 杉本一樹『正倉院』(中公新書、2008)「第5章 宝庫・宝物の一千年」。
- (4) 天平宝字8年(764)から天平神護2年(766)までの楽具欠失関係文書など。第14回ザ・グレイトブッダ・シンポジウム『古代東大寺の世界—『東大寺要録』を読み直す—』(2015年12月19日・20日開催)での吉川真司氏の報告「古代東大寺の楽舞と楽人」による。
- (5) 新井孝重「東大寺の修造構造」(『東大寺領黒田荘の研究』校倉書房、2001。初出は1989)。
- (6) 佐藤泰弘「東大寺の組織と財政」(『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、2001。初出は1997)。
- (7) 東南院文書224・225号は共に同第2櫃第3巻に成巻される。225号は3断簡に分かれ、前半の2断簡は康平元年(1058)の修理注進記であるが、最後の断簡(第2櫃第3巻第55紙以降)は内容的に天喜5年の注進記(224号)との対応が確認できる。224号が土代であり、必要な情報を取捨選択してまとめたものの一部が225号の第3断簡である。225号第3断簡に記す天喜5年の南倉・勅封倉の修理記録は以下のとおりである。  
一 正蔵院南御庫修理料百三十七石八斗五合／方尺木三支 直十八石〈支別六石〉 車力一石八斗〈六領料〉／四五寸木八支 直二石四斗〈支別三斗〉 車力九斗〈三領料〉／樽二百三十寸 直十一石五斗〈寸別五升〉 車力一石二斗〈四領料〉／釘四百二十四隻〈八寸四十八隻 六寸五十隻／一尺六隻 三寸十六連〉／鉄四十六廷 直十三石八斗〈廷別三斗〉／瓦五千五百五十枚 焼料六十五石〈五竈料〉／藁八十六束 直八斗六升〈束別一升〉／木工百六十五人 食十三石七升／大工十五人 長三十二人 連百十八人〈各食同前〉／葺工八十五人 食六石七斗七升五合／大工十人 長十五人 連六十人〈各食同前〉／鍛冶五人 食二石五斗〈人別五斗〉、「一 勅封御庫棟修理葺料三石八斗七升五合／瓦二百枚 焼料二石五斗／藁十八束 直一斗八升／葺工十五人 食一石一斗九升五合／大工二人 長二人 連十一人〈各食同〉」
- (8) 224号には「綱封御庫」を7月22日から22日間で修理したとの記録もあるが、南倉は半年前に

修理済であるので、南倉とは別の倉を指すと考えられる（杉本氏先掲注（3）著書参照）。

- (9) 本誌所収の光谷拓実「年輪年代法による正倉院正倉の建築部材の調査（3）」。
- (10) 修理注進記（東南院文書222～225号）によれば、天喜4年（1056）に講堂西廊、三面僧房北室馬道第一大坊、戒壇院金堂・西廊、大殿（大仏殿）屋根・西廊等18箇所の修理、同5年には食堂廊虹梁、千手院、小塔堂、上政所庁、大殿（大仏殿）・同廊、食堂、講堂、綱封倉等、併せて25箇所の修理、康平元年（1058）には戒壇院、僧房、食堂登廊、大仏殿等25箇所の修理がそれぞれ実施されている（なお、当時の別当覚源には文書、要録、『東大寺別当次第』等いずれにおいても修造に努めたとの評価はみられない）。
- (11) 天喜4年の修理注進記（東南院文書222号）には、正倉院宝庫と転害門の間に鎮座する鼓坂社の修理に関する記録もあり、同社の長い歴史を窺うことができる。同社は現在、正倉院構内にその痕跡をとどめている。
- (12) 大河直躬「造東大寺所と修理所—平安時代の東大寺造営組織について」（『建築史研究』35、1964）。なお、大河氏は、造寺所が実施していた封戸の管理は寺政所へと移り、修理所は財政的に寺政所に従属するとの見解を示されるが、後に発表された佐藤氏先掲注（6）論文では、造寺所の封物の管理が移った先は寺政所ではなく三綱であったことなどが指摘されており、若干の修正を要する。
- (13) 御物整理掛購入文書は、明治25～37年（1892～1904）に置かれていた正倉院御物整理掛が正倉院の関連資料として購入し、現在は正倉院事務所が管理に当たっているが、そもそもの伝来・購入先・購入時期を含めて詳細は不明である。森哲也「宮内庁書陵部所蔵『東大寺所蔵古文書』について」（『正倉院文書研究』12、2011）を参照されたい。
- (14) 東南院文書には治暦3年の遣使を東大寺に伝える文書（同229号）は残るが、実際の調査結果は現存しない。承暦3年当時はこれが残っていた可能性がある。
- (15) 治暦3年以降では延久2年（1070）10月20～23日に奈良で大きな地震があり、東大寺でも大鐘が落下しているが（『百練抄』同年同月20日条）、正倉院宝庫への影響は不明である。
- (16) 千手院は手向山八幡宮の現在の鎮座地に存した。承暦3年の修理対象の地理的な分布は、比較的広範囲にわたっている。
- (17) 慶信は修造に努めた功労賞で応徳3年（1086）に法印に任じられている。なお、慶信の修理実績としては、他に寛治7年（1093）に実施された、東塔蓋層角木の取り替えがある。
- (18) 別当次第は要録より詳細に慶信の修造履歴について記すが、勅封倉修理の扱いとしては、主題が麝香の出蔵と銀提子の施入であるという点で要録とさほど変わらない。
- (19) 寛喜2年（1230）7月17日、北倉・南倉の修理のために全倉が開封されているが、その3ヶ月後に中倉が窃盗の被害に遭っている（続要録宝蔵篇）。開封による宝物への感心の高まりと窃盗との間には因果関係を想定すべきであろう。
- (20) さらに遡れば、寛治5年（1091）8月7日にも、金峰山寺蔵王堂等に被害をもたらした地震が発生している（石清水文書5・宮寺縁事抄末2）。
- (21) 嘉保2年（1095）6月の別当就任後、経範は寺内修理の財源不足を朝廷に訴えている。朝廷は修理を進めさせるべく、使者を東大寺に派遣し、その結果を受けて翌3年7月に堂塔回廊以下の具体的な修理対象を示し、その修理実施を促す官宣旨を下した。これに対して、同年9月、東大寺は修理財源確保のため、諸国封物を完済させて修理料に充てられるよう朝廷に要請している（東南院文書232号）。

- (22) 永観については、五味文彦「永観と中世」(『院政期社会の研究』山川出版社、1984。初出は1983)に詳しい。
- (23) 要録別当章が修理対象を網羅的に記す訳ではないことは、承暦3年の修理事業に関する記事をもみても明確である。実際、康和4年(1102)の修理対象として要録別当章は食堂登廊のみを掲げるが、同年の修理について記したと思しき、長治元年(1104)7月20日東大寺修理材木注進状(東南院文書235号)には、登廊・僧房東室馬道・上司南北御蔵等8箇所(箇所)の修理における用材を計上しており、康和2年にも勅封倉以外の修理が実施された可能性がある。しかしながら、要録に採録されたことを考えても、少なくとも勅封倉がこの年の最も代表的な修理対象であったことは間違いない。なお、この修理材木注進状は、正倉院の修理に関する記載のある天喜5年東大寺修理所修理注進記(東南院文書224・225号)と同種の資料で、康和2年の勅封倉の修理用材について記した注進文も作成されたはずであるが、現存しない。
- (24) 久野修義「中世東大寺と聖武天皇」(同『日本中世の寺院と社会』塙書房、1999。初出は1991)。
- (25) 康和年間の修造期間中、諸国の東大寺領荘園では国役が免除されており(康和4年4月29日東大寺政所下文案〔『平安遺文』1482号〕)、代わりに修造料を負担させられるなど、荘園も修理財源であったことが分かる。従来の諸国封物も重要財源であったが、その徴納を促す官宣旨が朝廷から下されたのは、永観の次の別当勝覚の求めに応じた嘉承元年(1106)8月5日のことであった(『大日本古文書』家わけ第十八東大寺文書之六253号文書)。
- (26) 注(25)所掲嘉承元年8月5日官宣旨。
- (27) 岡野浩二「院政期における造東大寺官について」(『古代文化』41、1989)。
- (28) 修理財源の問題は解決された訳ではなく、久安3年(1147)、伊賀国を除く大半の国からの封物が未進であるために寺内修理が滞っているとの状況を受け、徴納を促す官宣旨が下されている(『大日本古文書』家わけ第十八東大寺文書之七311・312号文書)。
- (29) 「勅封蔵内一字」とは、北倉もしくは中倉のうち的一方を指称するのであろう。
- (30) 光谷氏先掲注(9)論文では、南倉1階の天井板に嘉禎4年(1238)もしくはその直後に伐採された材の使用を認め、寛元元年(1243)の修理時のものとの判断が下されている。寛元元年の修理規模の大きさを裏付ける証拠の一つとなるであろう。
- (31) 落雷時、北倉扉付近の火災が最も激しく、内部に火が回ってすぐに踏み込むことは困難であったと考えられる。北倉の外から覗き込むだけでは、隣の中倉への被害状況は把握し難い。よって、中倉への被害状況を速やかに確認し、火が及ぶようであれば即座に宝物の避難や消火に着手できるよう、消火活動の段階で中倉の扉を破壊して中に入る必要があった。結果的に中倉に火が及ばなかったことは北倉の消火後には確認できるので、その時点で中倉の扉を壊す必然性はない。以上より、中倉扉の人為的な「切放」は消火活動中のことと推測できる。
- (32) 文化財建造物保存技術協会編著『正倉院正倉整備記録』(宮内庁、2015)。
- (33) 詳細については、本誌所収の春日井道彦「正倉の鎮守について」を参照されたい。
- (34) 檀原考古学研究所『東大寺旧境内一唐禅院跡推定地の発掘調査一』(奈良県文化財調査報告書114、2006)。
- (35) ここにいう奈良県所蔵文書は、岸熊吉「正倉院の建築に就て」(『正倉院史論 寧楽十二』1929)に引用・翻刻されたもので、現在、原本の所在は確認できない。
- (36) 天保年間の修理の細かい内容については、先掲(32)報告書参照のこと。
- (37) 久野氏先掲注(24)論文。

正倉院の修理と南都周辺の自然災害年表

元号	西暦	月日	正倉院関連事項	災害関連事項	史料
天長4年	827	7月12日		京で地震(M6.8)、倉屋が多く倒壊する。余震が続く。	類聚国史
斉衡2年	855	5月		地震によって東大寺大仏の頭部が落下する。	文徳天皇実録
斉衡3年	856	3月		京とその南方で地震(M6.3)。建物の被害あり。	文徳天皇実録
斉衡3年	856	6月	宝物点検の実施。		斉衡三年雜財物実録
貞観10年	868	7月8日		播磨国で地震(M7.0)。郡衙の建物や定額寺の堂塔が倒壊する。京でも余震が続く。	三代実録
元慶4年	880	12月6日		京で地震(M6.4)。大極殿、宮城築垣、京内廬舎で多数の被害。	三代実録
仁和3年	887	7月30日		五畿七道諸国で地震(仁和地震。M8.0~8.5)。諸司倉屋・東西京の廬舎が倒壊する。死者多数。(三代実録)。平城宮第一次大極殿院廊に地震の痕跡あり。	三代実録
寛平2	890	6月16日		京で地震(M6.0)。倒壊寸前の建物あり。	日本紀略
承平4	934	5月27日		京で2度の地震(M6.0)。諸処で築垣が倒壊する。	扶桑略記
承平8年	938	4月15日		京で地震(M7.0)。内膳司の屋舎が倒壊、圧死者4人。京中の築垣が悉く崩れる。家屋、諸寺堂舎・仏像等も被害多数。	日本紀略・康富記
天禄2~4年	971~973		東大寺の寺内堂塔修理。正倉院も破損が著しく、修理対象となった。		東南院文書34号
天延4年	976	6月18日		山城・近江国で地震(M6.7以上)。内裏・諸司・諸寺・人家等の建物及び築垣の多くが倒壊。京で死者50人以上。	百練抄・扶桑略記・日本紀略
長元4年	1031	7・8月	風損によって勅封倉の修理を行う。また、南倉の漏損を点検する。正倉院動用倉の倒壊も宝庫の被災と同じタイミングか。		小右記・左経記・要録
天喜5年	1057	正月16~26日	東大寺全体の修理の一環で、南倉を11日間で修理する。躯体修理と共に、互約5,150枚を葺き替える。		東南院文書224・225号
天喜5年	1057	(8~10月)	東大寺全体の修理の一環で、勅封倉の瓦200枚を1日間で葺き替えて修理する。		東南院文書224・225号
延久2年	1070	10月20~23日		山城・大和国で地震が連続する。洛中の家々の築垣が多く倒壊し、諸国寺院の塔が破損。東大寺の鐘が落下したが、年内に懸け直す。	百練抄・扶桑略記・要録
承暦3年	1079	8月	勅封倉の北西角の破損を修理する。		御物整理掛懸入文書
寛治5年	1091	8月7日		山城・大和国で地震(M6.2~6.5)。法成寺の仏像・堂塔に被害。金峰山金剛蔵王宝殿が破損。	扶桑略記・後二条師通記・石清水文書
寛治7年	1093	2月14日		京で地震(M6.0~6.3)。諸処の塔が傾く。	扶桑略記・後二条師通記・中右記
永長元年(嘉保3年)	1096	11月24日		近江・伊勢・駿河国を中心とした大地震(永長の東海地震。M8.0~8.5)。大極殿西側傾く。東大寺の鐘が落下。薬師寺回廊が倒壊。	百練抄・後二条師通記・中右記
康和元年(承徳3年)	1099	正月24日		畿内・南海道で地震(康和地震。M8.2)。興福寺西金堂の柱が一部破損、同じく塔が破損。回廊と大門が倒壊する。	後二条師通記
康和2年	1100		この冬、東大寺全体の修理の一環で勅封倉を修理。勅封倉に湿損の疑いがあるため、法会で東大寺を訪れた右中弁らと東大寺別当が点検を行う。		要録
大治5年	1130	5月1日			中右記
治承元年	1177	10月27日		大和国で地震(M6.0~6.5)。東大寺の鐘と大仏螺髪の一部が落下。	玉葉・百練抄
文治元年(元暦2年)	1185	7月9日		近江・山城・大和国で地震(文治地震。M7.4)があり、余震が2か月ほど続く。内裏・官舎・諸寺の被害は大きく、死者も多数。唐招提寺中門及び同金堂千手観音像が倒れる。	玉葉・唐招提寺千手観音像足納修理銘
文治5年	1189	3月21日	東大寺の要請により、激しい湿損があるとされる勅封倉の点検を行うため、造東大寺司長官らが下向する(応急的な修理が施された可能性あり)。		玉葉
建久4年	1193	5月5日	造東大寺司長官が東大寺に下向し、勅封倉の雨漏りを確認する。		玉葉
建久4~5年	1193~1194		勅封倉を修理する。		続要録
寛喜2年	1230	7月	破損のため北倉・南倉を修理する。		続要録
嘉禎3年	1237	6月1日		京で地震。	百練抄
嘉禎3年	1237	6月3日	勅封倉・網封倉の点検を行う。		続要録
寛元元~4年	1243~1246		勅封倉を、雨漏り・破損のため修理する。		続要録、東大寺勅封目録記
寛元3年	1245	7月27日		京で地震。家屋が多く破損する。	平戸記・百練抄
建長6年	1254	6・7月	6月17日、北倉の扉に落雷。破損した扉・東柱6本などを交換・修理する。		続要録
弘安11年	1288		東大寺全体の修理の一環で、正倉院の瓦の部分的な葺き替えが行われる。		東大寺文書89号
正和6年	1317	正月3日		京で地震(M6.5~7.0)。白河周辺の民家倒壊。清水寺はじめ、多くの寺院に被害あり。	花園院御記
正平5年	1350	5月23日		京で地震(M6.0)。祇園社の石塔に被害。	祇園執行日記
正平16年	1361	6月24日		畿内・南海道で地震(正平地震。M8.2~8.5)。四天王寺の金堂が倒壊する。東寺、法隆寺、薬師寺、唐招提寺、興福寺、春日社、熊野社等でも建物の被害多数。	愚管記・斑鳩嘉元記・東宝記・春日若宮神祇寺記
応永3年	1396	5月7日		大和国で地震。唐招提寺の伽藍で被害多数。	記録法蔵
応永32年	1425	11月5日		京で地震(M6.0)。築垣が多く倒壊する。	看聞日記
文安6年	1449	4月10~12日		京と大和国で地震(M5.7~6.5)。仙洞御所・東寺・神泉苑の建物・築地などに被害多数。大安寺の堂舎・僧坊が損壊する。	康富記・大乗院日記目録・大和名勝志・相漢三才図絵
明応3年	1494	5月7日		大和国で地震。東大寺・興福寺・薬師寺・法華寺・西大寺で被害あり。唐招提寺の絹索堂ほかの堂塔、門、築地等が倒壊する。	大乗院寺社雜事記・千歳伝
永正17年	1520	3月7日		畿内地震あり(M7.0~7.7)。御所の築垣、熊野本宮・新宮・那智大社等に被害あり。	二水記・熊野年代記
天正13年	1585	7月5日		摂津・山城・伊勢国で地震。薬師寺の金仏転倒し、首が抜け落ちる。大安寺金堂傾く。	多聞院日記・籙木家蔵大安寺再興願
天正13年	1585	11月29日		飛騨・美濃・尾張・伊勢・近江・山城国等で地震(天正地震。M7.8)。城・民家に多大な被害があり、死者も多数にのぼる。禁中築垣や東寺講堂に被害があり、三十三間堂で仏像が倒れる。興福寺でも築垣や塔頭に被害が出る。	兼見御記・東寺執行日記・多門院日記
慶長元年(文禄5年)	1596	閏7月13日		畿内地震あり(慶長伏見地震。M7.5)。伏見城が倒壊する。東寺の食堂・講堂他が倒壊に及び、民家の損壊、死傷者も多数。南都では、唐招提寺で戒壇堂ほか多くの堂塔が倒壊・破損。大安寺の伽藍も大半が失われ、法華寺・海龍王寺でも講堂が倒壊する。	大地震記・義演准后日記・招提千歳伝記・大和名勝志
慶長7年	1602	6月	徳川家康の命により、正倉修理事前調査を行う。		薬師院実祐記
慶長8年	1603	2~8月	徳川家康の命により、正倉の修理を行う。		薬師院実祐記
寛文2年	1662	5月1日		畿内を中心とした広範囲な地震が発生(寛文近江・若狭地震。M7.2~7.6)。京や近江・若狭国での被害が大きく、家屋の倒壊や死者多数。	殿中日記
寛文3年	1663	8月	幕府、正倉の修理を命じる。		正倉院御開封之記
寛文3年	1663	12月6日		京で地震(M5.9)。二条城や伏見での被害あり。	重房宿禰日記
寛文5年	1665	5月12日		京で地震(M5.9)。二条城での被害あり。	殿中日記
寛文6年	1666	3月	幕府の命を受け、中倉の小破を修理する。		正倉院御開封之記
元禄3年	1690	9月	正倉の破損検分書が作成される。		奈良県所蔵文書・天禄六年御開封記
宝永4年	1707	10月4日		紀伊半島沖を震源とする、全国規模の地震(宝永地震。M8.4)発生。被害多数。興福寺・薬師寺・唐招提寺・法華寺・元興寺・西大寺等、南都諸寺の堂塔も多くの被害を受ける。東大寺では、東南院の塀、手向山八幡宮や二月堂の石灯籠に被害があった。	薬師寺文書西院堂方諸日記・東大寺年中行事記・唐招提寺開通銘文
宝暦元年	1751	2月29日		京で地震(M5.5~6.0)。二条城のほか、寺社の築地や家屋が破損。	
文政2年	1819	6月12日		伊勢・美濃・近江国等で地震(M7.2)。近江国で家屋の損傷や死傷者多数。南都では薬師寺東塔九輪が破損、講堂の日光像の首が落ちる。	文化秘筆・薬師寺文書
文政13年	1830	7月2日	正倉の屋根が破損する。		文政雑記・甲子夜話
文政13年	1830		東大寺、奈良奉行所に正倉院屋根葺替修理の口上書を提出。		奈良県所蔵文書
天保2年	1831	6月			奈良県所蔵文書
天保6~7年	1835~1836		正倉の本体工事と屋根葺替修理を行う。		天保4年正倉院御開封之記・奈良県所蔵文書

※本年表は、正倉院の修理と、南都に影響を及ぼしたと推測される規模の大きな地震等の災害についてまとめたものである。  
 ※史料については、本年表との関連の深いものを挙げるのみで、網羅的なものではない。なお、東大寺文書と東南院文書の号数は、『大日本古文书』家わけ所載の文書番号による。  
 ※地震の規模については、理科年表等を参照して可能な限り示した。